

## 「被災者生活支援等施策に関する基本的な方針（案）」の 拡充を求める意見書（案）

政府は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下「支援法」という。）に基づき、基本計画案を発表しました。この基本計画案では、支援法の対象地域を福島県の33市町村に限定し、その他の被災地域は準支援対象地域とし、支援法に定められた、基準放射線量も決められていません。

また、支援措置もほとんどが従来の「被災者支援施策パッケージ」にとどまり、被災者が強く求める移住の権利等について何らの言及もありません。「支援法」第5条の3項には施策の決定にあたっては被災者の意見を反映させるための措置を講ずることが書かれているにもかかわらず、被災者の意見も聞かずに策定したことに対して大きな失望の声が上がっています。

準支援対象地域に指定された地域では、支援法に定められた措置をごく部分的に実施するだけです。

とりわけ、支援法の実施によって、国の責任で実施することが期待された子どもの健康調査については、内部被曝への言及がなく、外部被曝のみを対象としています。有識者会議の開催が予定されているだけで、すべて先送りされ、まったく何の進展も見られません。

すでに福島県の調査で甲状腺ガンと確定された子どもが18人にのぼり、25人に疑いがあると診断されています。茨城県内の一部市町村でも原発事故後、子どもたちの心電図検査の異常数が明らかに増えています。

このような現実を直視するならば、ただちに広範囲の放射能汚染地域で子どもの健康調査を行うべきです。

以上の点から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

1. 放射性物質汚染対処特措法の対象地域に指定されたすべての市町村を支援対象地域に指定し、基準放射線量を年間1ミリシーベルトとすること。
2. 被災者や自治体の声を聞き、支援措置の拡充を図ること。

平成25年9月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、復興大臣 環境大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣  
原子力規制庁長官